

新型積立定期貯金規定

1. (貯金の預入等)

- (1) この貯金は、口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この貯金は、前項の口座振替のほか現金でも預入れることができます。この場合は、必ず通帳をご持参ください。
- (3) この貯金の預け入れは、1回100円以上1円単位とします。
- (4) この貯金は、あらかじめご指定の債権の利金、償還金を、口座振替、口座振込により預入できます。
- (5) この貯金は、現金に限り当連合会本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日（積立日が休日の場合は、翌営業日）に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。
- (2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。
 - ① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。
 - ② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。
- (3) 振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替えます。
- (4) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当連合会所定の書面によって当店に届出てください。
- (5) 積立定期貯金口座振替契約は、積立定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当連合会所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (貯金の種類、期間、継続の方法、支払時期等)

この貯金の預入れ、および継続は、貯金口座に対してあらかじめ指定をうけた種類、課税区分により次のとおり取り扱います。

(1) 継続式（複利）

- ① この貯金は、預入れ（第2号に規定する継続を含む。）のつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、預入日の3年後の応当日を満期日とする、1口ごとの自由金利型期日指定定期貯金（以下、「期日指定定期貯金」という。）として預入れるものとします。
- ② この貯金（一部解約後の残りの貯金を含む。）は、継続の停止または解約の申出のない限り満期日にその元利金の合計をもって、前回と同じ期日指定定期貯金に自動的に継続します。この場合、満期日を同一とする複数の貯金の元利金はこれを合算した金額をもって1口の期日指定定期貯金として継続します。継続された貯金についても以後同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この貯金は満期日以降に支払います。
- ④ この貯金の満期日は預入日から1年経過した後は指定することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この貯金は指定後の満期日以後に支払います。ただし、指定後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含む。）は、満期日の指定はなかったものとします。なお、1口の貯金の一部につい

て満期日を指定する場合の金額は1万円以上とします。

(2) 継続式(2年)

- ① この貯金は、預入れ(第2号に規定する継続を含む。)のつど、預入日の2年後の応当日を満期日とする、1口ごとの自由金利型定期貯金(M型)として預入れるものとします。
- ② この貯金(一部解約後の残りを含む。)は、継続の停止または解約の申出のない限り満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じ自由金利型定期貯金(M型)に自動的に継続します。
この場合、満期日を同一とする複数の貯金の元利金はこれを合算した金額をもって1口の自由金利型定期貯金(M型)として継続します。継続された貯金についても以後同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この貯金は満期日以降に支払います。
- ④ この貯金は満期日を指定することができます。この場合、当店に対して随時通知を必要とします。この通知があったときは、この貯金は指定後の満期日以後に支払います。

(3) 目標日指定式(複利)

契約日からこの通帳記載の目標日の前日までの期間において次の通り取扱います。なお、この貯金は目標日の1か月前まで預入れることができます。この貯金は目標日以後に支払います。

- ① 預入れ(第2号に規定する継続を含む。)のつど、次の各々の定期貯金とします。
 - A 預入日(または継続日)から目標日までの期間が3年1か月以上の場合
……………3年後の応当日を満期日とする期日指定定期貯金
 - B 預入日(または継続日)から目標日までの期間が3年を超え3年1か月未満の場合
……………1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
 - C 預入日(または継続日)から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合
……………目標日を満期日とする期日指定定期貯金
 - D 預入日(または継続日)から目標日までの期間が1か月以上1年未満の場合
……………目標日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
- ② 第1号A、Bで預入れた期日指定定期貯金および自由金利型定期貯金(M型)は、満期日にその元利合計額をもって第1号に規定する定期貯金として継続します。この場合、満期日を同一とする複数の定期貯金の元利金は、これらを合算した金額をもって1口の定期貯金として継続します。継続された貯金についても以後同様とします。
- ③ この貯金に受入れた期日指定定期貯金、1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)の継続を停止するときは第1項第3号の規定によります。
- ④ この貯金に受入れた期日指定定期貯金の満期日を変更するときは、第1項第4号の規定によります。

(4) 目標日指定式(2年)

契約日からこの通帳記載の目標日の前日までの期間において次の通り取扱います。なお、この貯金は目標日の1か月前まで預入れることができます。この貯金は目標日以後に支払います。

- ① 預入れ(第2号に規定する継続を含む。)のつど、次の各々の定期貯金とします。
 - A 預入日(または継続日)から目標日までの期間が2年1か月以上の場合
……………2年後の応当日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
 - B 預入日(または継続日)から目標日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合
……………1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
 - C 預入日(または継続日)から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合
……………目標日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
 - D 預入日(または継続日)から目標日までの期間が1か月以上1年未満の場合
……………目標日を満期日とする自由金利型定期貯金(M型)
- ② 第1号A、Bで預入れた自由金利型定期貯金(M型)は、満期日にその元利合計額をもって第1号に規定する定期貯金として継続します。この場合、満期日を同一とする複数の定期貯金(子定期含む)の元利金は、これらを合算した金額をもって1口の

定期貯金として継続します。継続された貯金についても以後同様とします。

- ③ この貯金に受入れた1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期貯金（M型）の継続を停止するときは第2項第3号の規定によります。

5. (利息)

- (1) この貯金の利息は、次の通り計算します。なお、継続式（2年）および目標日指定式（2年）は自由金利型定期貯金（M型）の場合のみとなります。

① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当連合会所定の期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。

② 預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当連合会所定の自由金利型定期貯金（M型）利率によって計算します。

- ③ 第1号・第2号の利率は、当連合会所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

- (3) 当連合会がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次の通り計算し、この貯金とともに支払います。

① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満……………解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満……………当連合会所定の「2年以上3年」の利率×40%
C 1年以上2年未満……………当連合会所定の「1年以上2年未満」の利率
D 2年以上……………当連合会所定の「2年以上3年未満」の利率

② 預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算します。

- A 6か月未満……………解約日における普通貯金の利率
B 6か月以上1年未満……………第1項第2号の適用利率×50%
C 1年以上……………第1項第2号の適用利率×70%

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

6. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当連合会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの貯金の通帳とともに提出してください。

- (2) 1口ごとの貯金を指定することなく、この貯金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求書があった時は、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの貯金を1口ごとに順次解約いたします。

解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続した時はその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。ただし、継続式（2年）および目標日指定式（2年）については、通帳全解約あるいは、個別ごとの定期貯金の解約となります。

- (3) 前項の順序で最後に解約することになった1口の貯金は、期日指定定期貯金で残元金が1万円未満となる場合および期日指定定期貯金以外の場合、一部解約は行わず全額を解約いたします。

- (4) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当連合会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当連合会が取引を継続することが不適

切である場合には、当連合会はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (5) 前4項の解約または書換継続の手續に加え、当該貯金の解約または書換継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当連合会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当連合会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書換継続を行いません。

7. (非課税限度額超過時の取扱い)

この貯金口座について、小額貯金非課税制度の適用を受けている場合で次のいずれかに該当するときは、通知することなく新たに口座（以下「別口座」という。）を開設のうえ（すでに別口座が開設されている場合は当該口座に）その振替金額または利息額を入金します（個人用のみ）。

- (1) 口座振替による預入れでこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 第5条第1項の規定により、利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。なお、別口座についてもこの通帳記載の他の規定は適用されるものとし、この貯金口座の届出印鑑を兼用するものとします。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この貯金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当連合会に過失がある場合を除き、当連合会は責任を負いません。
- (3) この貯金の通帳または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当連合会所定の手續きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された時には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている時、または任意後見監督人の選任がされている時にも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当連合会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当連合会への通知が行われていること
- ② 当連合会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当連合会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当連合会は、当連合会へ通知が行われた日の30日(ただし、当連合会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く)があることを当連合会が証明した場合は、当連合会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は第1項にかかる当連合会への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当連合会が証明した場合には、当連合会は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当連合会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当連合会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当連合会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当連合会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当連合会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この貯金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当連合会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当連合会所定の書

式により行います。

13. (貯金明細通知等)

この貯金の明細(金額、満期日、利率)等については、未記帳がある取引先に対し、年2回通知いたします。なお、届出のあった名称、住所にあてて当連合会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当連合会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当連合会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当連合会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当連合会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当連合会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当連合会に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当連合会の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当連合会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日までとして、利率、料率は当連合会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当連合会の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当連合会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当連合会からの利子の支払に係るものを除きます。)

(2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)。)

① 公告の対象となる貯金であるかの該当性

② 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(3) 貯金者等からの申し出にもとづく貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

(4) 貯金者等からの残高の確認があったこと

(5) 貯金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと

① 自動継続の中止登録

② 自動入金振替元口座の変更

③ 解約時の振替先口座の変更

④ 目標日または最終満期日の変更

⑤ 姓名や住所等の届出事項の変更

⑥ 取扱店舗の変更

⑦ 相続などによる口座名義人の変更

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当連合会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当連合会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第15条に掲げる異動事由
 - B 当連合会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当連合会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当連合会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当連合会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当連合会が承諾したときは、貯金者は、当連合会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当連合会に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当連合会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当連合会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当連合会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当連合会所定の各種貯金規定のほか、現金自動預入支払機による定期性貯金取引規定により取扱います。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当連合会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020. 04. 01)